

住宅用太陽光発電設備の FIT買取期間終了に向けた対応

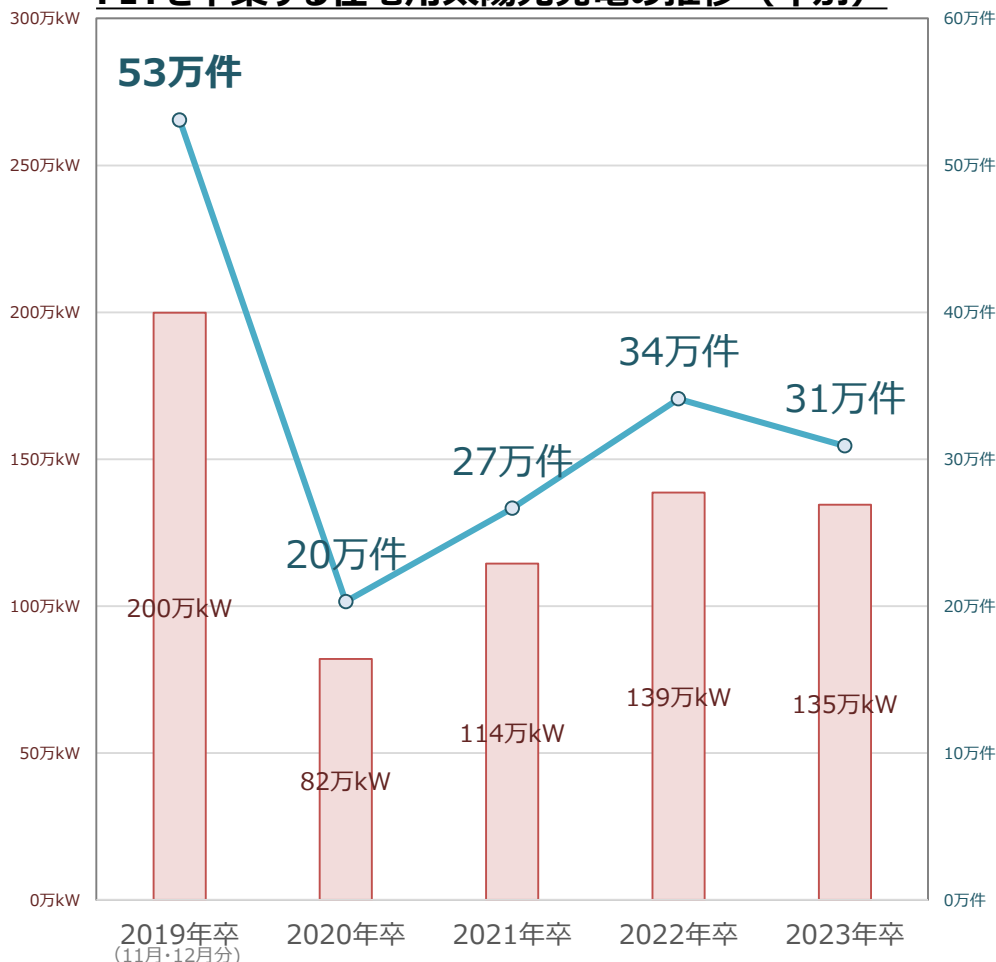
2018年9月28日

資源エネルギー庁
新エネルギーシステム課

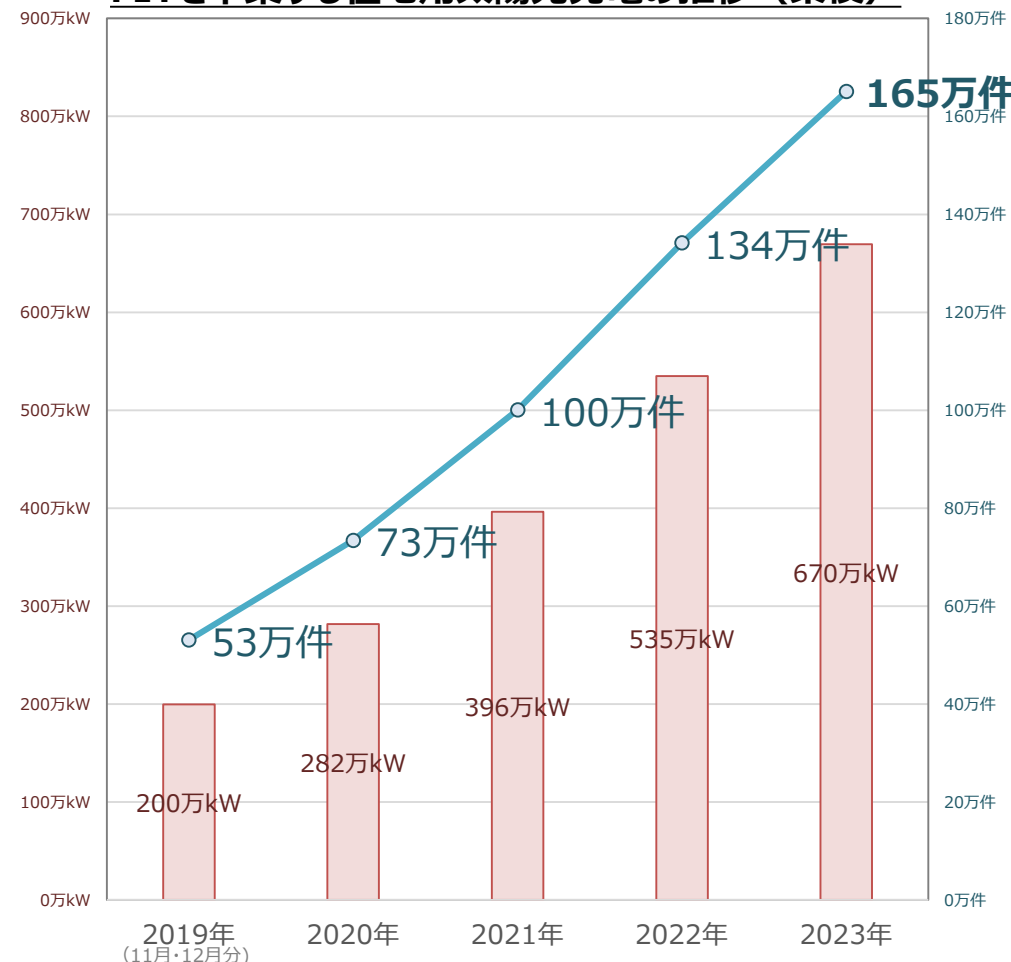
住宅用太陽光のFIT買取期間終了をめぐる状況

- 2019年11月以降順次、住宅用太陽光発電はFIT買取期間が終了する。2019年11月と12月で約53万件が対象となり、累積では、2023年までに約165万件・670万kWに達し、これらが自家消費又は余剰電力の自由売電に移行していくこととなる。
- これは小売事業者やアグリゲーターにとって、新たな供給力と需要を獲得するビジネスチャンスとなる。

FITを卒業する住宅用太陽光発電の推移（年別）

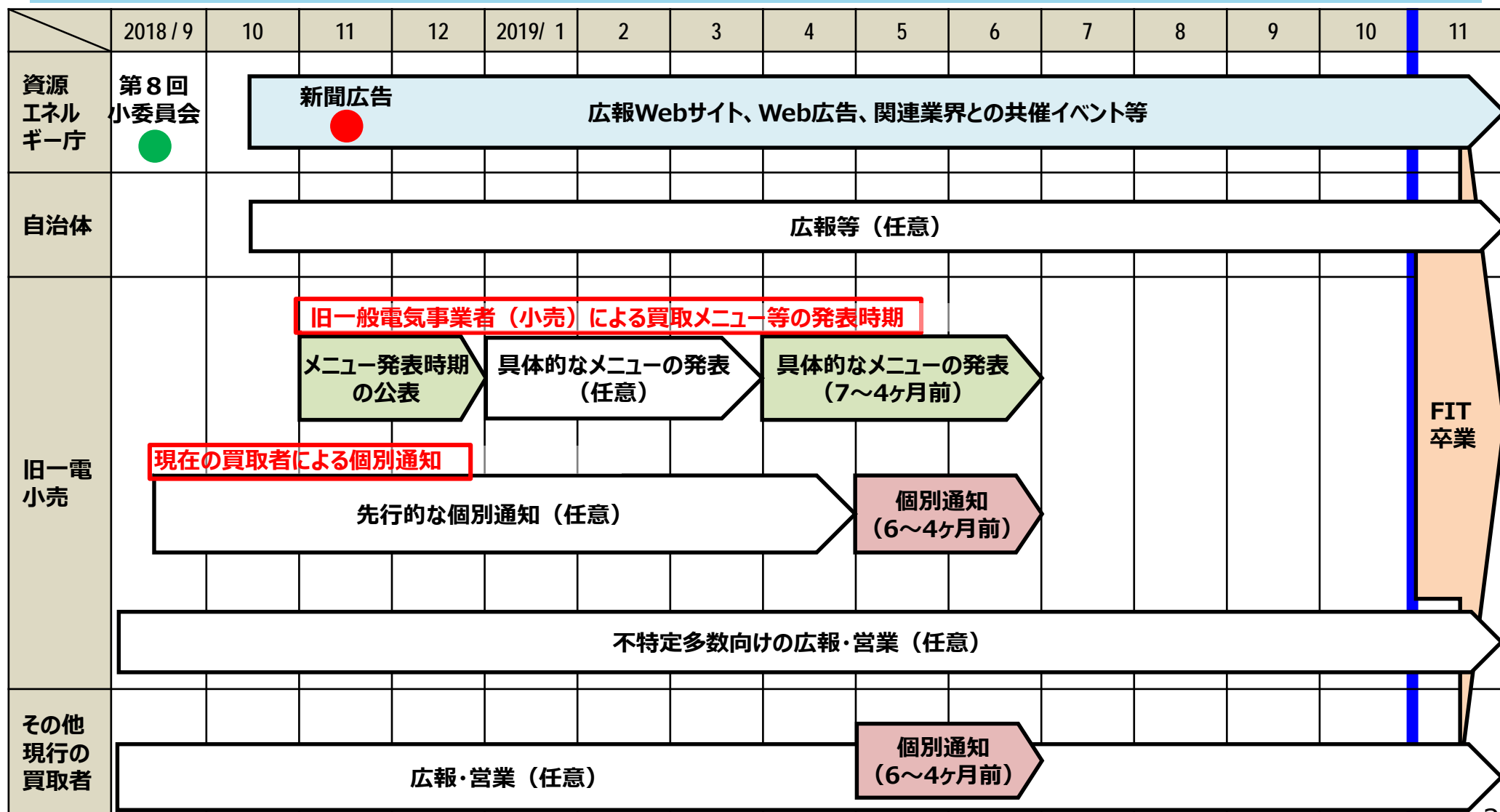


FITを卒業する住宅用太陽光発電の推移（累積）



2019年FIT買取期間終了に向けた広報等のスケジュール

- 2019年11月以降準備、FIT買取期間が満了する太陽光発電が発生することを踏まえ、消費者の利益を図るための適切な情報提供や、事業者間の公平な競争の促進の観点から、関係機関の広報等のスケジュールは以下のとおり。

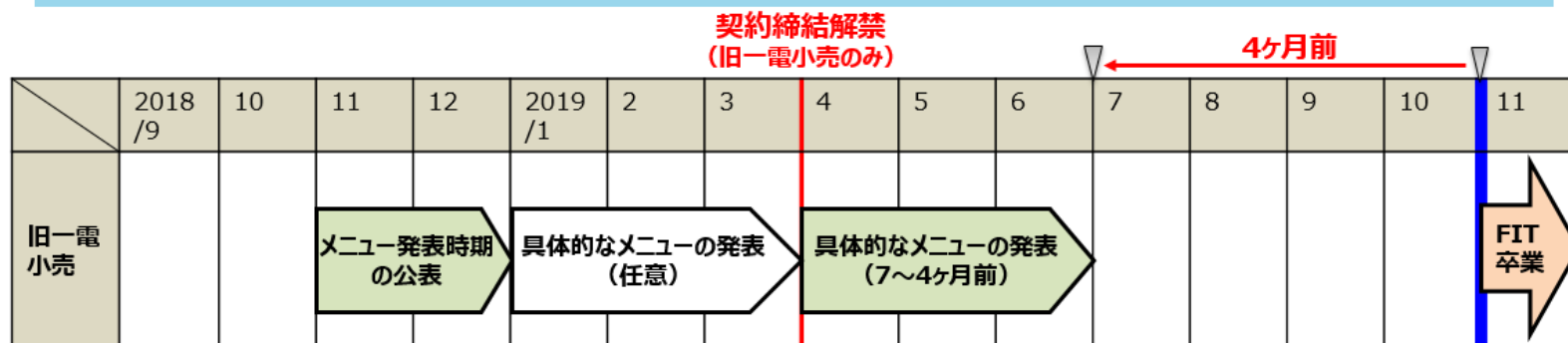


旧一電の小売部門による買取契約等の時期

- 旧一電の小売部門によりFIT買取期間終了後の買取契約の締結は2019年4月以降となる予定。

論点3. 旧一般電気事業者（小売）による買取メニュー等の発表時期 6

- FIT買取期間の終了を迎える住宅用太陽光発電設備の余剰電力は、現在、その大宗を旧一般電気事業者の小売部門が買い取っている状況。
- こうした中、対象者が選択肢の具体的な検討をできるようにする観点からは、旧一般電気事業者（小売）がなるべく早期にFIT買取期間終了後の買取メニュー等を提示することが重要。また、一部の小売電気事業者からは、営業戦略の観点から、旧一般電気事業者（小売）による早期の買取メニュー等の提示を望む声も寄せられている。
- このため、旧一般電気事業者（小売）には、年内に買取メニュー等の発表時期（いつ具体的なメニューを発表するか）を公表して予見性を確保した上で、十分な検討期間を設ける観点から、2019年4月から遅くとも6月末（FIT買取期間が終了し始める4ヶ月前）までには具体的な買取メニュー等を発表し、契約締結はそれ以降に行っていただくこととしてはどうか。
- なお、2019年4月より前に具体的な買取メニュー等を提示する場合も、公平な競争の観点から、旧一般電気事業者（小売）による契約の締結（予約を含む）の解禁は2019年4月以降とすることが望ましいのではないかと。



※具体的な買取メニュー等の設計に当たっては、非FIT電源に係る非化石価値の取扱いも考慮が必要となる見通し。

FIT卒業対象者への個別通知

- 旧一電小売が、FIT卒業対象者に個別通知する際は、これまでの契約先とは異なる電力会社への売買も可能である旨など中立的な記載とセットで提示することとなっている。

論点4. 現在の買取者による個別通知

6

- 全てのFIT卒業対象者に確実に認知してもらうため、**買取期間が終了する旨の個別通知**を行うことを**現在の買取者に要請**してはどうか。通知時期については、検討を先延ばしし過ぎることなく、かつ十分な検討期間を確保する観点から、**各対象者の買取期間終了の6ヶ月前～4ヶ月前**（システムの制約により技術的に困難な場合は、3ヶ月前）の間に行うことが適当ではないか。
- また、現在の買取者として旧一般電気事業者（小売）が大宗の対象者の個人情報保有しているという実態に鑑みれば、新たにFIT卒業電源の買取り等を希望する事業者との間の**情報格差の観点から、個別通知においては競争上の特別な配慮**が必要ではないか。具体的には、旧一般電気事業者（小売）が個別通知で自社の買取メニュー等を提示する場合は、①買取期間終了時期、②様々な選択肢が存在することなど、**中立的な記載と必ずセットにすることを求める**こととしてはどうか。

旧一般電気事業者（小売）が顧客に個別通知を行う際の留意事項（案）

③とは区分し、**中立的な記載**とする

①②とは区分して記載しつつ、**紙面上は必ず②とセット**とする

- ① 対象者の**FIT買取期間の終了時期**を明示すること。
- ② FIT買取期間終了後は、余剰電力の活用について**様々な選択肢が存在**することを明示すること。その際、資源エネルギー庁が開設するFIT買取期間終了後の対応に関する広報WebサイトのURLを併記すること。
 - EVや蓄電池を併用すれば自家消費できる = 「**売電せず使ってもよい**」
 - これまでの契約先とは異なる電力会社への売電も可能 = 「**売電先は選べる**」※ 一時的に買い手が不在となり余剰電力が系統に流れてしまう場合は、一般送配電事業者が無償で引き受けることとなる。
- ③ 自社による**継続買取メニュー**や**FIT卒業電源の活用プラン**を提示する場合には、**必ず②とセットで記載**すること。
 - **自社メニューの宣伝のみを目的とした個別通知は行わない**
 - 「当社に継続的に売電しなければ、無償で引き取られてしまう」と誤認させるような記載をしない